

# なかなかびーふ生産組合規約(抜粋)

(名 称)

第1条 この組合は、なかなかびーふ生産組合と称する。

(目 的)

第2条 当組合は、安全で安心な牛肉作りを通じ、消費者に対する牛肉の安定供給を図り、合わせて「なかなかびーふ」のブランド化を図ることを目的とする。

なお、「なかなかびーふ」とは組合員が肥育する牛の内、次に掲げる規格を遵守したものを指すものとする。

1	品 種	和牛・和牛交雑種（黒毛和種雄使用）
2	飼料給与	当組合の指定する配合飼料「なかなかびーふ」を出荷前1年以上給与した牛であること。
3	格 付	日本食肉格付協会発行の次の格付を満たす肉質であること。 格付等級は2 等級以上の牛 但し、「著しく肉質の劣る枝肉は対象外」とする。 <u>注釈</u> 交雑種：「なかなかびーふ」の内、4 等級以上の牛を 黒毛和牛：「なかなかびーふ」の内、5 等級以上の牛を 「 <u>超なかなかびーふ</u> 」とする。
4	と 畜 場	全国の公設と畜場
5	出荷日令	健康に発育した生後2 年以上の牛であること。
6	安全管理	衛生管理を徹底し、薬事法(動物医薬品)・飼料安全法を遵守して肥育された牛であり、生産者確認証明書を発行する。
7	生 産 者	なかなかびーふ生産組合認定組合員が肥育した牛であること。
8	トレサビリティ	出荷牛は全て農林水産省「家畜個体識別データシステム」に登録されている牛であること。

(事 業)

第4条 当組合は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 「なかなかびーふ」の生産及び販売の推進。
- (2) 消費者との交流、組合員相互間の連携強化。
- (3) 飼養技術向上等のための情報収集及び提供。
- (4) その他当組合の目的達成のために必要な事業。

(生産者確認証明書)

第10条 「なかなかびーふ」の出荷に際し、認定組合員は、求めに応じ確認証明書を発行する。

2. 生産者確認証明書において証明する事項、書式については別途定めるものとする。